

第29回 福岡市屋外広告物審議会資料

審議事項 筥崎宮地区都市景観形成地区の指定にかかる屋外広告物の規格(案)について

令和6年1月25日

箕崎宮地区都市景観形成地区の指定にかかる屋外広告物の規格(案)について

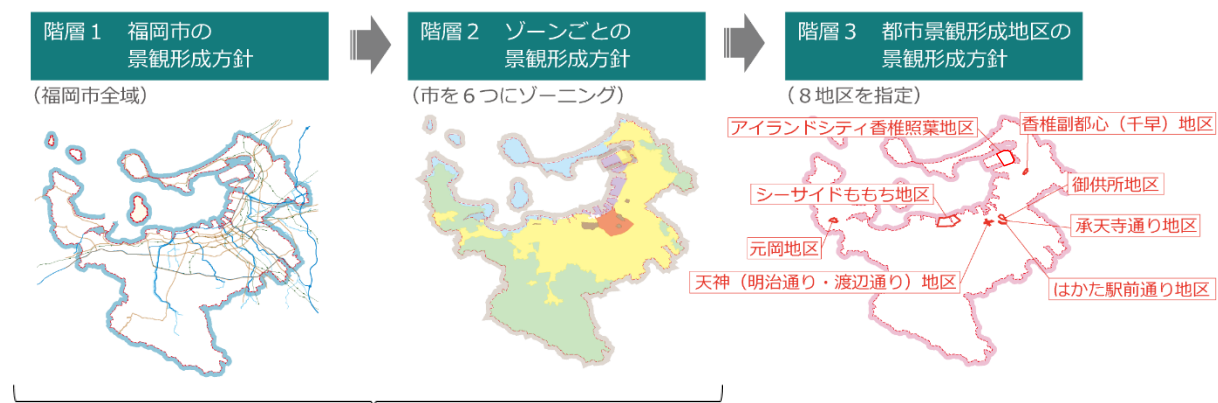
1 趣旨

箕崎宮地区都市景観形成地区の指定にあたり、屋外広告物の規格(案)について、福岡市屋外広告物条例第41条および第42条の規定に基づき、屋外広告物審議会に諮るもの。

2 福岡市の景観誘導

(1)福岡市における景観誘導

福岡市では、平成24年に景観法に基づく「福岡市景観計画」を策定し、市全域に関する景観形成方針(階層1)を定めるとともに、土地利用特性に応じた6つのゾーンごとの景観形成方針(階層2)、さらに、地区の個性や特性に応じた景観形成を目指す都市景観形成地区の方針(階層3)を定め、届出により景観誘導を行っている。



届出が必要な行為・規模(大規模建築物等の行為の届出)		
建築物	1 都心ゾーン、一般市街地ゾーン、港湾ゾーンにあっては、高さが31mを超え、又は延べ面積が10,000m ² を超えるもの	都心ゾーン 一般市街地ゾーン 港湾ゾーン
	2 歴史・伝統ゾーンにあっては、高さが15mを超え、又は延べ面積が1,500m ² を超えるもの。ただし、沿道区域については、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為を除くすべてのものとする。	歴史・伝統ゾーン
	3 山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーンにあっては、高さが10mを超え、又は延べ面積が1,000m ² を超えるもの	山の辺・田園ゾーン 海浜ゾーン

(2)都市景観形成地区

市を代表する地区や個性ある地区など、特に良好な景観を図るべき地区については、地域住民との共働により都市景観形成地区に指定し、地区の特性に応じた景観形成方針及び基準を定め、よりきめ細やかな景観誘導を図っている。

※令和6年1月時点

都市景観形成地区名称	位置	面積	備考
シーサイドももち地区	早良区百道浜一丁目他	約185.6ha	H8. 4. 25指定
御供所地区	博多区御供所町他	約28.0ha	H10. 11. 30指定 (H23. 5. 26変更)
天神(明治通り・渡辺通り)地区	中央区天神一丁目他	約15.7ha	H12. 3. 2指定
香椎副都心(千早)地区	東区千早四丁目他	約17.6ha	H17. 4. 25指定
アイランドシティ香椎照葉地区	東区香椎照葉一丁目他	約191.8ha	H23. 3. 3指定 (R5. 10. 12変更)
元岡地区	西区元浜一丁目他	約18.3ha	H23. 3. 3指定
はかた駅前通り地区	博多区博多駅前二丁目他	約7.0ha	H23. 7. 28指定
承天寺通り地区	博多区博多駅前一丁目他	約2.6ha	R2. 3. 30指定

(3)屋外広告物について

福岡市では、良好な景観を形成し、公衆に対する危害を防止するため、看板(屋外広告物)を表示・設置する際のルールとして屋外広告物条例を定めている。

条例では、広告物の大きさや高さ、設置できない場所、許可の手続き等に関するルールを定め、福岡の街をより美しく、安全・安心で快適に住みやすくするため、広告物を表示しようとする方だけでなく市民の皆様にもルールを理解していただき、魅力的な広告景観づくりに取り組んでいる。

(4)屋外広告物とは

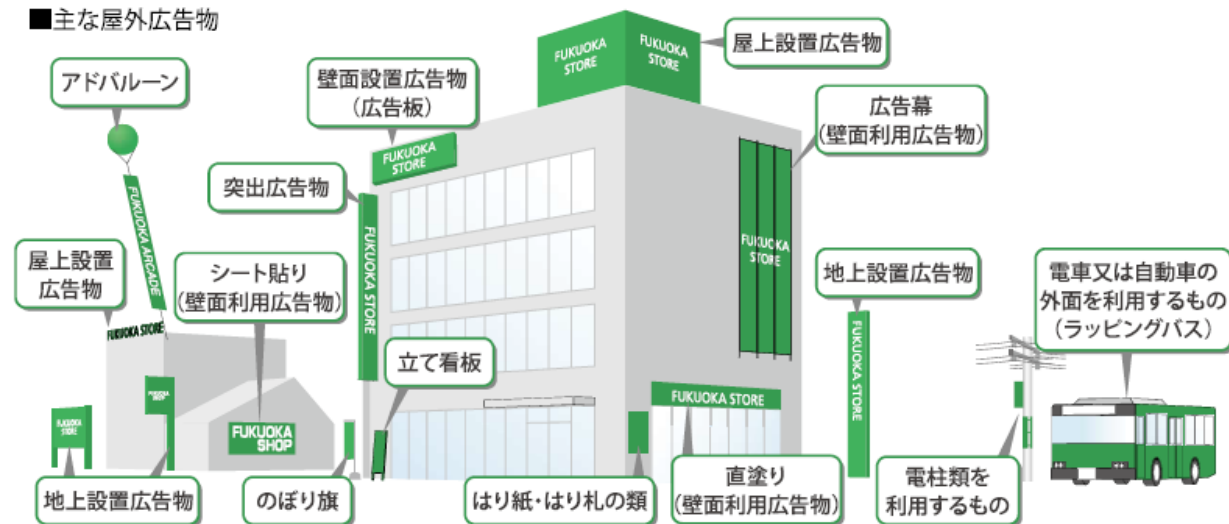
次の4つの要件を全て満たすものです。

屋外広告物の定義

- ① 常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板・立看板・はり紙・はり札並びに広告塔・広告板・建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

※街頭などで配られるピラやチラシは含まれません。 ※駅、乗船場、空港等の改札口の内側の人に対して
※建物や自動車の内側などに表示されるものは含まれません。 その構内に表示されているものは含まれません。

■主な屋外広告物

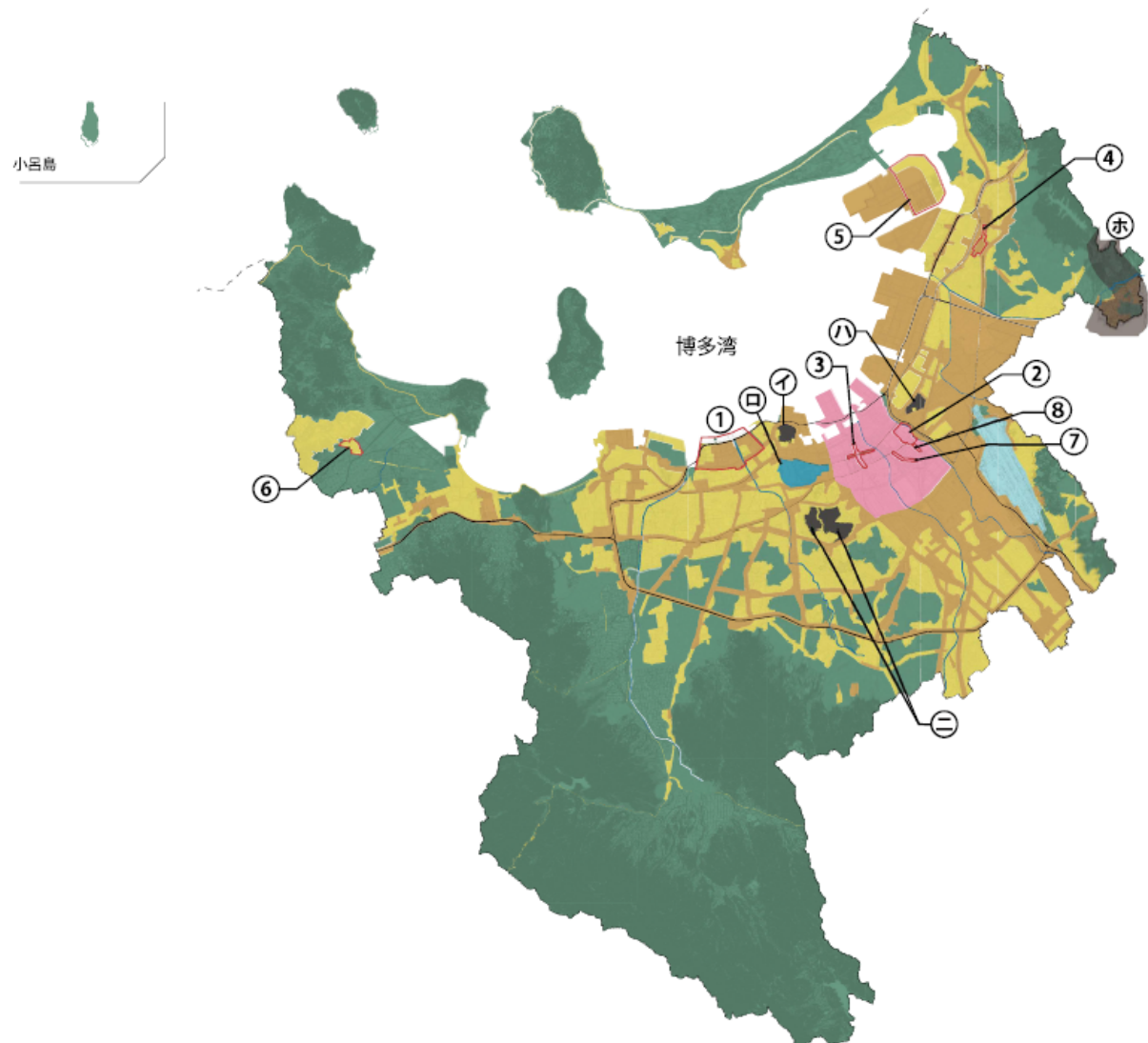


(5)屋外広告物の規格

自然豊かな地域、賑わいのある繁華街など、地域やまちの個性に応じた景観となるよう、地域を区分してそれぞれの地域にふさわしい規格を定めている。

筥崎宮地区都市景観形成地区の指定にかかる屋外広告物の規格(案)について

地域区分



凡例	地域区分	対象地域
	都心部・空港周辺地域	福岡市基本計画に位置付けられている都心部の範囲並びに福岡空港周辺
	商業・沿道系地域	第二種住居地域, 準住居地域, 近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 工業地域, 工業専用地域(都心部・空港周辺地域を除く), 特定流通業務施設区域(※1)
	住居系地域	第二種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域, 第一種住居地域(都心部・空港周辺地域を除く), 沿道施設指定路線区域(※2)
	自然・低層住居系地域	第一種低層住居専用地域, 市街化調整区域(福岡空港周辺区域, 特定流通業務施設区域及び沿道施設指定路線区域を除く), 小呂島, 玄界島
	空港地域	福岡空港敷地内
	都市景観形成地区	①シーサイドもち地区, ②御供所地区, ③天神(明治通り・渡辺通り)地区, ④香椎副都心(千早)地区, ⑤アイランドシティ香椎照葉地区, ⑥元岡地区, ⑦はかた駅前通り地区, ⑧承天寺通り地区
	禁止地域	㊦西公園, ㊧福岡城址(大濠公園, 舞鶴公園), ㊨東公園(県庁周辺), ㊩南公園, ㊪九州縦貫自動車道と両側500mの範囲にある地域
	福岡都市高速道路等沿道	福岡都市高速道路及び西九州自動車道から展望できないものを除き, 各道路路縁より両側50mかつ路面高さより上方の範囲

※1: 市街化調整区域において, 都市計画法第34条第14号の規定に基づき市長が定めた特定流通業務施設を設置することができる区域。
 ※2: 市街化調整区域において, 都市計画法第34条第9号の規定に基づき交通量等を勘案して市長が指定した路線で, この道路に接続してドライブイン等自動車運転者の休憩のための施設等を設けるための開発・建築許可を受けた場合に適用。

3 これまでの経緯

筥崎宮地区については、平成28年に福岡市景観計画における「歴史・伝統ゾーン」に位置付け、歴史資源等を活かしたまちなみ形成を推進している。

令和4年5月に歴史・伝統が感じられる魅力的なまちなみ形成を目的に、地区の土地・建物所有者により「筥崎宮地区歴史景観づくり検討会」が設立され、令和5年3月に筥崎宮地区におけるまちなみの自主ルールが策定された。

令和5年5月には検討会より都市景観形成地区指定の要望書が提出されたことから、都市景観形成地区指定に向けた手続きを進めている。

名称	位置	面積
筥崎宮地区都市景観形成地区	東区箱崎一丁目及び馬出五丁目の各一部	約18.7ha



経緯

平成28年3月	福岡市景観計画「歴史・伝統ゾーン」に位置付け
令和元年11月	箱崎校区、馬出校区での勉強会の開始
令和2年12月	「筥崎宮地区歴史景観づくり準備会」設立
令和4年5月	「筥崎宮地区歴史景観づくり検討会」設立
令和5年5月	検討会より市へ都市景観形成地区指定の要望書提出
令和5年7月	都市景観形成地区指定について地元説明会実施(反対意見なし)
令和5年9月	原案の縦覧(縦覧者9名、意見書0通)

4 スケジュール(予定)

令和5年12月	福祉都市委員協議会報告
令和6年1月	福岡市都市景観審議会、福岡市屋外広告物審議会
令和6年2月	福岡市都市計画審議会
令和6年3月	都市景観形成地区の指定(法定告示)

笠崎宮地区都市景観形成地区の指定にかかる屋外広告物の規格(案)について

5 景観形成方針・基準(案)

■ 笠崎宮地区 地区景観形成方針(案)

笠崎宮を中心とした歴史・伝統が感じられる、境内の豊かな緑と調和した、心地よいまちなみづくり

■ 笠崎宮地区 地区景観形成基準(案)

		景観形成基準	
建築物	屋根	1 2階建て以下の建物の屋根は勾配屋根とする。 2 主要な通り、主要な生活道路に直接面する建築物の屋根は原則として道路に向けた勾配とする。 3 屋根葺き材は、瓦など歴史景観と調和する色彩・素材とする。	
	庇	1 主要な通りに直接面する建築物では、道路側の1階部分に道路側へ勾配がついた軒庇を設置する。	
	壁面	1 主要な通りに直接面する建築物では、通りに面する壁面の位置について周辺との調和に配慮する。 2 周辺と比べて大規模な外壁は、圧迫感の低減のため、デザインの工夫によって壁面を分節化する。 3 歩行者目線のまちなみの調和を図るため、3階以上の建物では、低層階と高層階のデザインを区切る。 4 外壁の他、建具、開口部、バルコニーなどの外壁を構成する部分について、格子等の意匠デザインとするなど、歴史景観との調和に配慮する。	
	屋外階段	1 主要な通りに直接面する建築物の屋外階段は道路境界から可能な限り離れた目立たない配置とするか、歴史景観に配慮した修景を行う。	
	高さ	1 笠崎宮境内から可能な限り目視できないような高さの建物とする。 2 境内から笠崎宮楼門、本殿に向けての眺望は、地域に根付いた伝統的な風景となっていることから、特に配慮する。	
	色彩	1 外壁の色は彩度・明度を抑えた落ち着いた色彩を基調とし、白・灰・黒・茶系統など歴史景観や自然素材等と調和したものとする。 2 基調色以外も彩度の低いものを基本とし、高彩度色を使用する場合は、広い面積を避けたアクセントカラーとして使用する。 3 高層部は低層部と比較して明度が高い色彩を基本とする。	
	外壁の材料	1 外壁には木材、石などの自然素材または歴史景観と調和した光沢を抑えた質感の材料を用いる。	
	形態・意匠	1 建築物や工作物等の意匠は、歴史景観との調和に配慮した落ち着いたデザインとする。	
	付属施設	1 駐輪場、バイク置場は土地利用に応じた適切な台数を確保するとともに、道路から直接見えにくいように設置位置や目隠し等に配慮する。 2 ゴミ置場はその内部が道路から見えにくいような構造とし、歴史景観と調和した色彩やデザインに配慮する。	
屋外空間	付属設備	設備機器	1 空調の室外機、高架水槽・受水槽等は道路から直接見えにくいように設置位置や目隠し等に配慮する。
	太陽光パネル	1 太陽光パネルを設置する場合、勾配屋根では屋根面に密着させる、陸屋根では架台が通りから直接見えないような目隠しをするなど設置方法に配慮する。 2 太陽光パネルの色は、黒系、灰色系、茶系、濃紺系の目立たない色とする。	
	アンテナ	1 アンテナの色は、外壁や屋根など設置する箇所の色彩と同等または調和した目立たない色彩とする。	
	屋外照明	1 安全性と景観向上のため道路側への照明灯設置に努める。	
	外構舗装	1 主要な通り、主要な生活道路に直接面する敷地において、道路に接する外構の仕上げは、石畳など美観に配慮した仕上げとする。	
	門、塀、垣、柵	1 主要な通りに直接面する敷地において、通りに面した門、塀、フェンスを設置する場合は、歴史景観と調和するよう、色やデザインに配慮する。	
	緑化	1 敷地の道路に面する部分の緑化に努める。 2 樹種は在来種を中心とし、笠崎宮や参道の自然環境と調和したものとする。	
	駐車場	1 複数台の駐車場は、可能な限り車両出入口を一か所に集約し、沿道から車が見えにくいよう、配置や目隠し等を工夫する。 2 機械式駐車場を設置する場合は、地下埋め込み式とする、機器の目隠し・修景を行うなど、沿道からの景観に配慮する。	
	その他	1 自動販売機、駐車場精算機、その他工作物は歴史的景観やまちなみと調和した色彩とする。	
	屋外広告物	共通事項	1 原則として自家用広告物とし、必要最小限の掲出とする。 2 2階以下に集約して設置する。 3 歴史景観と調和する色彩・材料を用い、品格のあるデザインとする。 4 高彩度色や蛍光色を広い面積で使用することは避ける。 5 原則として発光可変表示式広告物、ネオン管等の露出する広告物は設置してはならない。 6 道路の上空に係る広告物は設置してはならない。
屋上設置広告物		1 設置してはならない。	
壁面利用広告物		1 原則として1敷地あたりの表示面積は、総量で10㎡、または、通りに面した壁面面積の1/10いずれかの大きい方を上限とし、必要最小限の大きさとする。	
地上設置広告物		1 原則として1敷地あたりの表示面積の総量は、10㎡以内とし、必要最小限の大きさとする。	

宮崎宮地区都市景観形成地区の指定にかかる屋外広告物の規格(案)について

参考 屋外広告物現行規格との比較

	都市景観形成地区（宮崎宮地区）	商業・沿道系地域	住居系地域
共通事項	原則として自家用広告物とし、必要最小限の掲出とする。		
	2階以下に集約して設置する。		
	歴史景観と調和する色彩・材料を用い、品格のあるデザインとする。		
	高彩度色や蛍光色を広い面積で使用することは避ける。		
	原則として発光可変表示式広告物、ネオン管等の露出する広告物は設置してはならない。		【発光可変表示式広告物】 地域住民の生活利便施設における自家用広告物で、合計の面積0.5㎡以内のもの。または、国、地方公共団体等が、公共的目的をもって表示する広告物で、各地域区分の規格基準に適合したものが設置することができる
	道路の上空に係る広告物は設置してはならない。	道路上にあつては、地上から広告物の下端までの高さを4.5m以上（歩道上にあつては、2.5m以上）とする。	道路上にあつては、地上から広告物の下端までの高さを4.5m以上（歩道上にあつては、2.5m以上）とする。
屋上設置広告物	設置してはならない。	面積の合計は、50㎡以内とする。	面積は、20㎡以内とする。
		高さは、これを設置する箇所における建築物の高さの2/3以下とし、広告物の上端までの高さは、地上から51m以下とする。	高さは、これを設置する箇所における建築物の高さの1/2以下とし、広告物の上端までの高さは、地上から51m以下とする。
壁面利用広告物	原則として1敷地あたりの表示面積は、総量で10㎡、または、通りに面した壁面面積の1/10いずれかの大きい方を上限とし、必要最小限の大きさとする。	広告物の表示面積の合計は、表示壁面の面積の1/3以下とする。	広告物の表示面積の合計は、表示壁面の面積の1/3以下とする。
		【壁面設置広告物】 面積の合計は、取付壁面の面積が1,000㎡未満の場合は、取付壁面の面積の1/3以下で、かつ、50㎡以内とし、取付壁面の面積が1,000㎡以上の場合は、取付壁面の面積の1/20以下とする。	【壁面設置広告物】 面積の合計は、取付壁面の面積の1/3以下で、かつ、20㎡以内とする。
地上設置広告物	原則として1敷地あたりの表示面積の総量は、10㎡以内とし、必要最小限の大きさとする。	1個当たりの面積は、50㎡以内とする。	1個当たりの面積は、20㎡以内とする。
		高さは、地上から20m以下とする。	高さは、地上から10m以下とする。